

ごみ減量メニューの実践による効果の検討，検証，見える化及び継続課題（検討案）**1 継続課題****（1）食品ロス削減をはじめとする市民等の取組メニューの発信内容**

これまでから地域団体，事業者等との連携により，「生ごみ3キリ運動」等の市民啓発を行っているところであるが，さらに詳細にメニューの検討を行うとともに，市民，さらには事業者，観光客等も含めた関係主体への効果的な発信方法も検討する。

【平成28年度の検討の進め方】

- ・ 「京のしまつの心得」＜〇〇編＞（例）などの形でのとまりまとめ，発信に向け，詳細なメニューの検討を行う。
- ・ ただし，これまでの検討の進ちょく状況を踏まえ，「宴会編⇒観光編⇒暮らし編」の順に，検討を行う。

（2）レジ袋の削減に向けた取組

京都市において，ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」に基づき，レジ袋の削減に向けた取組を着実に進めているところであり，その状況を注視していく。

（3）乾電池の削減に向けた普及啓発

製造，販売事業者による独自の啓発は難しいと考えられるため，第三者的な立場から，乾電池と充電式電池の客観的な比較評価，発信を行うことができないかについて検討を進めていく。

【平成28年度の検討の進め方】

- ・ 電池の資源循環に精通されている京都大学をはじめとした有識者のアドバイスをいただきながら，コスト面，エネルギー面での定量的な評価方法を検討し，試算を行う。
- ・ 評価の試算結果の効果的な発信方法を検討する。

（4）高齢者入所施設における食品ロス及び紙おむつの削減に向けた取組

一部の施設で取り組まれている食品ロスと紙おむつの2Rの取組について，他の施設への拡大可能性を検討するとともに，2Rに取り組んでもなお排出される食品ロス等の生ごみについて，分別・リサイクルの実施可能性を検討する。

【平成28年度の検討の進め方】

- ・ 2Rと分別・リサイクルの実態を把握するための調査を実施する。
- ・ 2Rの拡大に向けた課題を抽出し，課題解決に向けた検討を行う。
- ・ モデル的な分別・リサイクルを実施し，費用対効果等の検討を行う。

（５）宴会におけるモニタリング調査

店舗と幹事の連携による取組を実施している店舗において、取組による効果をモニタリングする調査を実施する。

【平成２８年度の検討の進め方】

- ・ 数箇所の店舗に協力を依頼し、モニタリングを実施する。
※ モニタリングにおける効果の検討イメージは、５ページの２項参照

（６）土産物の包装物の環境負荷規範作成等、土産物の包装物等の削減に向けた取組

包装物の環境負荷規範の検討を続けるとともに、包装等の工夫により、土産物の製造・販売者と購入者が、共にビジネススタイル・ライフスタイルの転換にインセンティブを感じていただける取組を検討する。

【平成２８年度の検討の進め方】

- ・ まずは、包装物の環境負荷の規範を検討することとし、最もポピュラーな土産物である「お菓子」を対象に検討をはじめめる。
- ・ なお、生菓子など消費期限が設定されているような商品は避け、製造日から賞味期限までの間隔が比較的長い商品を対象に検討を開始する。

【参考】観光土産品の表示に関する公正競争規約（公正取引委員会認定）（抄）
必要表示事項（規約第３条）（抜粋）

- ・ 品質が急激に変化しやすく、製造後速やかに消費すべき食品（５日程度以内）には消費期限を年月日で表示する。
- ・ 品質が保たれるのが３月以内の食品には、賞味期限を年月日で表示する。品質が保たれるのが３月を超える食品については賞味期限を年月で表示してもよい。

- ・ 規範の内容については、京都市消費生活条例に基づく包装基準の手引（【参考資料②】）を参考に検討するが、同基準が、過剰包装を指導することを趣旨としていることに対し、今回の規範は、基本的には「包装の少ない商品（販売方法）又は環境にやさしい商品（販売方法）」を推奨する趣旨であることから、包装基準とは考え方を逆転させて検討する必要があると考えられる。・・・３ページ【参考】参照
- ・ 包装の少なさや、環境へのやさしさを定量化することも含め、規範の検討を進めていく。

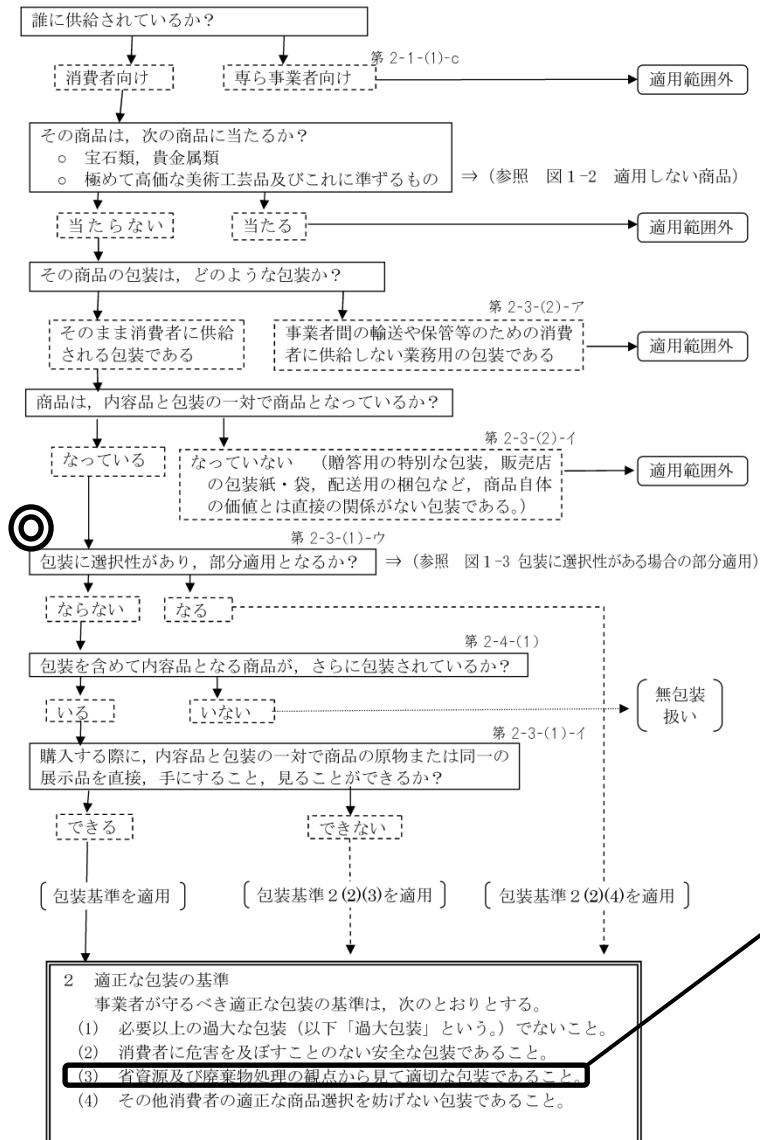
（７）修学旅行生によるマイボトル等の持参を促進する取組

衛生面、宿泊施設における手間の増加（修学旅行生のマイボトルにお茶を入れてあげる必要がある。）等の課題があるため、当面の取組としてマイバッグの持参等を着実に促進しつつ、マイボトル持参等の取組について注視していく。

【参考】包装基準の手引と包装規範の検討の関係（イメージ）

P. 15 包装基準の手引

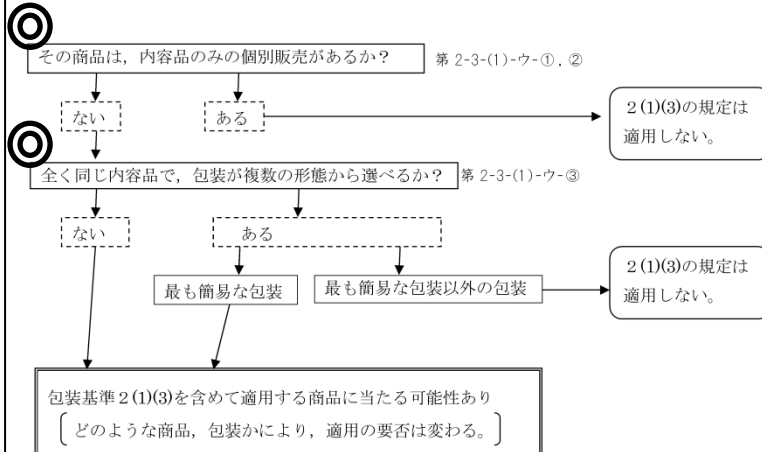
図1 包装基準を適用する商品の範囲



P. 17 包装基準の手引

図 1-3 包装に選択性がある場合の部分適用

図 1 包装に選択性があり、部分適用となるか？



【ポイント①】選択性

同一商品について、利用者が包装方法を選択できるかどうか（左図中の◎部分）で、「選択できないもの」が「過剰包装（基準の（3）」の判定に回りやすいフローとなっている。



包装の少ない等の規範の検討に当たっては、逆に「選択できるもの」が規範上の優秀な商品としての判定に回る可能性が高くなる。

【ポイント②】

基準の定量化

包装基準において、左記（3）がいわゆる「過剰包装」の基準であるが、さらに詳細な基準はなく、「商品の保護のための包装が必要な程度を超えて過剰になっていないか」、「包装を廃棄処理する際に有害物質を排出しないものか」等の定性的な基準であるとの解釈が示されている（手引 p7 参照）。

※過大包装については定量的な基準がある（手引 p18 等）。



包装の少ない等の規範の検討に当たっては、優秀さを評価する基準の定量化を検討する。

（８）小型家電リサイクル資源の活用

京都のイベント等での小型家電リサイクル資源の活用可能性を検討する。

【平成２８年度の検討の進め方】

- ・ ２０２０東京オリンピック・パラリンピックに向けた小型家電リサイクル関連の検討動向に関する情報収集を行う。
- ・ 京都市における小型家電の回収状況を踏まえたリサイクル資源の活用可能性について、京都のイベント等における環境配慮の推進と、小型家電の回収促進を図る観点等を踏まえ検討する。

【参考】２０２０東京オリンピック・パラリンピックの関連情報

- ・ ２０２０東京オリンピック・パラリンピックの開催に合わせて、都市鉱山（小型家電のリサイクル資源）を活用してメダルをつくろう！と大会組織委員会に提案している団体が複数ある。

（９）家財道具などの「リユース」等に関するメニュー

市民、事業者、行政のパートナーシップの組織である京都市ごみ減量推進会議において、家庭でのストックごみ※の削減に向けた検討が行われていることや、フリーマーケット、バザー、リサイクルショップなどの取組が民間で行われていることから、現時点ではこうした市民、事業者等による自主的な検討や取組を注視していく。

※ 家具や家電、日用品など、使用可能であるが使わず家庭内に蓄積されている潜在的なごみ

2 ごみ減量メニューの実践による効果の検討、検証、見える化

(1) 概要

ごみ減量メニューの実践により、具体的にどのような効果がもたらされるのかを検討（推定）し、その効果を実際に検証することによって、メニューの改善・見直しに生かすとともに、効果の見える化を図り、個々の事業者、市民にとって「負担感」以上の効果が期待できるメニューかどうかを明らかにすることによって、市民・事業者の取組の促進に繋げていく。

(2) 平成28年度の検討の進め方

- ・ 検討の対象とすることごみ減量メニューを、提言の中から絞り込む。
- ・ 絞り込んだ減量メニューの実施により生じる、直接的及び間接的效果を、＋面、－面ともに整理し、総合的に効果を検討するイメージ（ステークホルダーごとのごみ量・費用等、資源に伴う鉱石採取量など）で、効果の検討（推定）を進めつつ、
- ・ 市民、事業者のモニタリング調査を試行的に実施し、検討（推定）した効果の検証についても検討する。

【参考】モニタリング調査として考えられる内容（例）

- ・ 市民：アンケート調査、計量モニター調査等
 - ・ 事業者：店舗での計量モニター調査等
＜対 象＞ 宴会、宿泊施設、小売店等
- ※ いずれも、減量メニューに取り組んでいただくことが前提となる。

- ・ さらに、これらの結果を踏まえた効果の見える化の検討も行う。

【参考】効果の検討、検証、見える化のアイデア例（＋面の効果の例）

- ・ 事業者の負担感を減らすためにも、先進事例の効果を具体的に調査し、例えば「調達食品の削減・生ごみ減量の成果と削減コスト」、「従業員の片づけの簡易化による労働環境の改善効果」などを提示できるとよい。
- ・ 中小企業にとって、効果を定量化することは難しいため、見える化などによって、例えばカロリー計算を簡易に行うことなどができれば、ちょうどよいボリュームの食事の提供が可能となり、食品ロスの削減が進むかもしれない。

3 今後のスケジュール

関係者へのヒアリングや文献調査等による情報収集、減量メニューのモデル実施・モニタリング等の調査を行い、平成28年度上半期中を目途に開催予定の第3回部会にて、調査状況を御報告して、御審議いただく予定